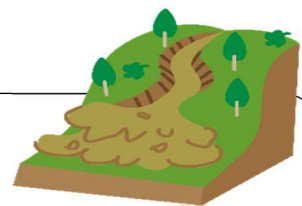


再生可能エネルギー発電設備（太陽光など）及び 系統用蓄電池の設置には許可が必要です

令和2年4月1日から、「桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」が施行されました。市内の一部の地域（旧宅地造成工事規制区域や土砂災害警戒区域など）で再生可能エネルギー発電設備（太陽光・風力・水力・バイオマス・地熱など）及び系統用蓄電池（電力系統に直接接続する蓄電池）の設置を行う場合は、設置事業ごとに、事前に桐生市の許可が必要です。



●許可の対象となる区域

条例で指定する特別保全地区が許可の対象となる区域です。

① 市街化調整区域及び風致地区	
桐生が岡風致地区、水道山風致地区、丸山風致地区、富士山風致地区他	都市計画法（第7条第3項、第8条第1項第7号）
② 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
土砂災害警戒区域（イエローゾーン） 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第7条第1項、第9条第1項）
③ 山地災害危険地区	
山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区	山地災害危険地と判定した山地災害危険地区
④ その他市長が指定する地区	
崩壊土砂流出危険地区の集水区域（R4.7.22 告示）	
旧宅地造成工事規制区域（R7.5.26 告示）	
リトリート推進重点エリア（水沼駅周辺）（R7.10.10 告示）	

●許可の対象となる発電設備と規模

規模に関係なく、再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱など）及び系統用蓄電池（電力系統に直接接続する蓄電池）の設置に関する全ての事業が対象となります。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う事業については、対象外となります。

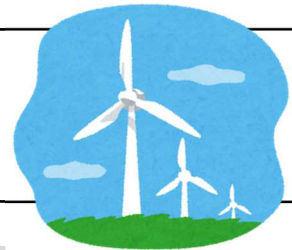


【許可基準】

- ① 事業区域の周辺地域における自然環境を害するおそれがないこととして市規則で定める基準に適合していること。
- ② 周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして市規則で定める基準に適合していること。
- ③ 周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこととして市規則で定める基準に適合すること。
- ④ 事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法その他関係法令及び市規則で定める基準に適合していること。
- ⑤ 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び市規則で定める基準に適合していること。
- ⑥ 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項または講ずべき措置が関係法令及び市規則で定める基準に適合していること。
- ⑦ 周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして市規則で定める基準に適合していること。
- ⑧ 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして市規則で定める基準に適合していること。
- ⑨ 設置する再生可能エネルギー発電設備及び系統用蓄電池が電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他の関係法令の基準に適合していること。
- ⑩ 市の総合計画、環境計画、景観計画、都市計画その他の将来計画に適合したものであること。

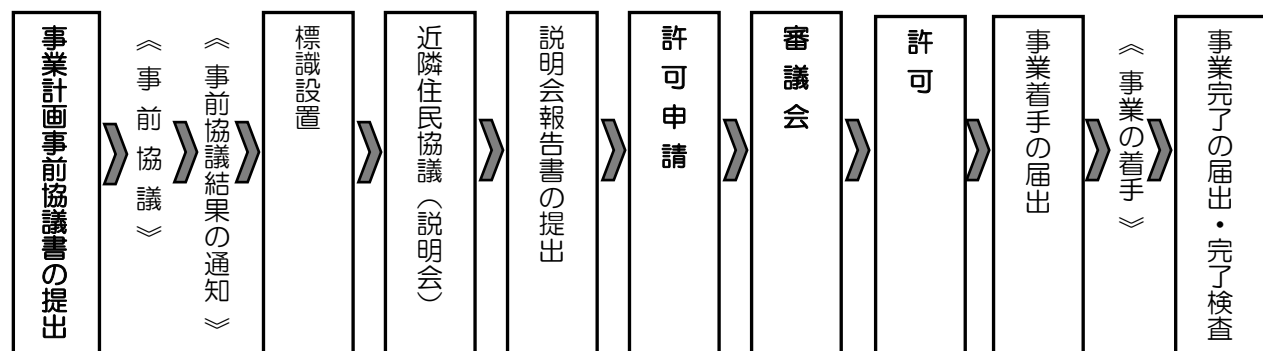
【許可手数料】

許可手数料一覧	新規許可申請	1件あたり 30,000 円
	変更許可申請	1件あたり 20,000 円



【許可申請等の標準的な流れ】

事業者が行う標準的事前協議及び許可申請の流れです。



詳しい手続きは、ホームページの《事前協議及び許可申請の手引き》をご確認ください。

■問合せ先

桐生市 都市整備部 建築指導課 開発指導係

TEL：（直通）0277-48-9034 （代表）0277-46-1111（内線 1751・1752）

FAX：0277-46-2307